

森友学園や加計学園を巡って、安倍首相がお友達を特別に優遇したのではないかという疑惑が持ち上がり、国民の大きな関心を集めています。そして、こうした疑惑の追求を免れるかのように、突然の強行採決により、テロ防止とは名ばかりで、監視社会の実現を目指す共謀罪法が成立しました。

この間、情報開示を求められた政治家や役人たちは、記憶にない、資料がないと逃げばかりいます。「あったものをなかったことにはできない」「行政がゆがめられている」という前事務次官の勇気ある告発、問題の文書の存在が確認されても、「指示していない」と真っ向から否定する官邸、もはや、どちらが嘘を言っているかは明らかです。毎日のニュースをみていると、暗澹たる思いになります。

一体、誰のために政治が行われているのでしょうか。先日の記者会見で、安倍首相は、「信なくば立たず」と言われました。まさに、その国民の信頼が音を立てて崩れようとしています。このままでは、この国の行く末が心配です。改めて、私たち主権者が立ち上がり、オープンで自由な社会が実現されるよう、この国の政治を作り変える必要があると思います。

ここ山口県においても、人口減少に象徴される深刻な社会問題、原発や基地問題など、将来を左右する懸案が山積しています。知事には、県民の信頼を裏切らないよう、常に県民の立場で、オープンで誠実な県政運営を行っていただくよう希望いたします。

そうした観点から、現在の県政が抱える課題について、順次質問をいたします。

1. 公平・公正な政治について

森友学園や加計学園を巡っては、公文書の杜撰な管理が浮き彫りになりました。そもそも、公文書は国民のものであり、法令に基づき適正に管理・保存され、必要な場合には公開される、こうした仕組みが機能してこそ、国民の知る権利は守られ、公平・公正な政治が実現します。

そこで、山口県の公文書管理についてお聞きいたします。

まず、公文書の定義を教えてください。知事や部長などの印の押された狭い意味での公文書だけでなく、公の仕事に関わって作成された文書は、協議・検討の途中にあるものも含めて、すべて公文書だと広く解釈すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、公文書の種類ごとに、管理・保存・廃棄の基準、方法を教えてください。

財務省は、事案の処理が終わったものは、1年以内に廃棄するとしています。山口県においては、そんなに短期間で廃棄されるものはあるのでしょうか。

文部科学省では、共有フォルダーと個人フォルダーに分けて再調査が行われたようですが、山口県のコンピューターシステムでも、そうした仕分けがされているのですか。また、個人フォルダーといえども、仕事に関するものは公文書だと考えていいのですか。

次に、いわゆる「口利き、あっせん」についてお聞きいたします。

「口利き、あっせん」とは、支援者や有力な団体などからの依頼を受けて、政治家が行政に特別な便宜を図るよう働きかけることをいい、その結果、行政の公平・公正な執行がゆがめられ、税金の無駄遣いが行われることとなります。

森友学園や加計学園をめぐる総理自身や総理夫人の指示、関与などがあったとも言われています。政治家による口利きは、国でも地方でも行われているのではないのでしょうか。

不正な口利きの実態が明るみに出るたびに、「政治と金」の関係が問題になり、こうした弊害を防止するために、「あっせん利得処罰法」が制定されています。

そこで、知事と教育長、そして県警本部長にお聞きいたします。それぞれの所管する行政において、政治家からの不当な口利きや働きかけが行われた事例があるのですか。そうした場合、記録は残されていますか。最近の状況について、概要がわかれば教えてください。また、そうした働きかけを受けた場合には、どのように対応するのですか、その基本方針を教えてください。

2. 米軍岩国基地問題について

23日に、岩国市長は「艦載機の移駐を容認する」ことを表明し、マスコミでも大きく取り上げられましたが、10年近く前にすでに、岩国市は移駐の受け入れを決め、再編交付金を受けとっており、以来、「まだ容認していない」としてきたのは、単なる市民向けのごまかしに過ぎませんし、今回の表明も既定路線であり、特段の意味はないと思います。

これまで、艦載機の受け入れに当たっては、騒音や事件・事故など安全安心対策がその判断基準とされてきましたが、そうしたものを乗り越えて、今、市民の安全を根底から覆す恐れのある緊急事態が発生しています。言うまでもなく、北朝鮮情勢の緊迫化であり、ミサイル攻撃の不安が現実のものになったということです。

そうした状況で、現在日本海などに展開している空母ロナルド・レーガンの艦載機がやってくれば、有事の際に標的にされる危険性は格段に高まります。こうしたまったく新しい事態に対応して、これ以上市民を危険に晒さないよう、少なくとも朝鮮半島の緊張が緩和されるまで当分の間、岩国移駐の延期を求めるべきではないのでしょうか。知事のお考えをお聞きいたします。

また、すでに、国から、緊急時の対応として「弾道ミサイル落下時の行動について」という資料が示され、各自治体でも周知が行われていますが、それを見ると、「頑丈な建物や地下に避難すること」「屋内の場合には、窓から離れること」など一般的常識的なものが例示されるのみで、とても対策といえるほどのものではなく、かえって市民の不安は高まっております。

ミサイルが実際に飛んでくる危険があるのだから、行政としては、国の資料をそのまま伝えるだけではなく、最悪の事態を想定して万全の体制をとるべきです。

具体的には、県や岩国市を中心に周辺自治体も連携して、岩国基地の実態に応じた具体的かつ効果的な対応策を早急に検討し、シェルターなど必要な施設・設備の整備を進めるとともに、各種訓練を実施するなど、基地を抱える県として長期的に対応する独自の対策をとるべきではないのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、県への交付金についてお伺いいたします。

岩国市の住民説明会に私も参加しましたが、あれをやりました、これをやりますというお金の話ばかりでした。防衛省のお金は、当然のことながら、基地の拡充強化を行う

ために市民の反対を抑えることを目的としています。いくら子育て支援をやって、一方で基地被害が拡大すれば、安心して子育てのできないまちになり、政策として一貫性がありません。ある若いお母さんが先日訪ねてきて、「岩国市は給食費がただになるから子供が高校生になるまで岩国に住むつもりだったけど、爆音や犯罪が心配だから娘のために廿日市市に引っ越すことにしました」とお別れを言いに来られました。このように、お金と安全安心を引き換えにできないことは明白です。基地に依存するのではなく、自立することこそ本来のまちづくりであることをもう一度思い出すべきです。

そうした中で、岩国市も県も交付金の増額と期間延長を要望し、いずれも前向きな回答を引き出したとしていますが、何も具体性はなく、評価は時期尚早だと思います。さらに、その使い方があまり明確ではありません。例えば、これまでに錦帯橋空港の駐車場やターミナルビルの整備に多額の交付金が使われましたが、市民の中には、それを疑問視する声があります。

交付金は、基地から生じる被害を軽減するために集中的に使うべきであり、その選定過程も透明性をもち、客観的、公平に行われるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。この交付金の根拠法令と、そこに「目的」としてどのように記載されているのか、併せてお答えください。

最後に、「普天間移設の見通し」についてお聞きいたします。

岩国市長は、辺野古の埋立工事の現場を視察した結果、「普天間移設の見通しはたった」としていますが、県としては、現時点でどのように判断しているのですか。また、どのような基準に基づいて判断するのですか、その基準も併せて教えて下さい。

3. 愛宕山の米軍施設について

岩国市の住民説明会において、愛宕山の米軍施設の完成時期などの説明はありましたが、施設の詳細や使用方法などについては明確にされませんでした。

先日、愛宕山の米軍住宅の建設状況を実際に確認するため、周辺の山歩きに参加しました。すでに、米軍住宅はほぼ出来上がっており、その広さと豪華さに改めて驚きました。この住宅の建設経費については、依然として詳細が明らかにされておらず、一説には、住宅1戸あたり1億円とも言われ、また、地下室またはシェルターが設けられているとも言われています。こうした点につき、県としてどのように把握しているのですか。教えてください。

また、スポーツ施設の詳細な使用方法は、米側と調整中とされ、明らかにされていませんが、ただ日米の「共同使用」で、現在ある市の総合体育館と同じように市民が利用しやすいようにするとのことでした。

しかし、「共同使用」と言ってもその中身がよくわかりませんので、お聞きいたします。スポーツ施設を含む地域全体は米軍への提供区域とされ、日米地位協定上特別の法的地位が与えられるいわば治外法権になりますが、「共同使用」では、その法的地位に一定の変更が加えられるのでしょうか、司法警察権は日米どちらに属することになるのですか。また、施設の維持管理はどが行うのでしょうか、教えて下さい。こうした具体的な内容については、別途協定が結ばれ、日米合同委員会で合意するのですか、決定の手続きを教えてください。

次に、愛宕山用地等の米軍への提供についてお伺いいたします。

すでに、愛宕山用地等の一部が米軍に提供されていますが、いまだに提供されていない用地や施設はどのようなものですか、それらについては、いつごろ提供の手続きがとられるのですか、お答えください。

また、「日米地位協定の実施に伴う国有財産管理法」第7条に基づく、事前の知事への意見聴取は行われていませんが、この件に関して、これまでの類似の案件と同様に県との事前調整又は協議は行われたのでしょうか、その内容も含めて教えてください。

知事への意見聴取を行わない理由として、国は、政令で定める「市民生活等への影響が軽微である場合」に該当すると説明していますが、県も同じ解釈と理解しているのですか。

4. 地域医療と介護の充実について

高齢の親の介護をしながら、また最近の医療体制の実態を耳にするたびに介護と地域医療の在り方に課題や矛盾を感じており、本県の施策について教えていただきたく質問をいたします。

全国屈指の高齢化県である本県において、生活の安全安心に最も大きな役割を果たすのは、地域医療の充実といっても過言ではないかもしれません。

県では、昨年「山口県地域医療構想」を策定されましたが、医療費をはじめ、社会保障費が国家財政を圧迫する中で、将来にわたり、持続可能な制度を目指すことは理解できるとしても、その一方で、医療従事者の一部からは、「病床削減のための構想」との声も聞こえてきております。

県民誰もがお世話になり、最も身近なものでありながら、どこか敷居の高さを感じる「医療」について、私達は県が目指している地域医療の姿はどのようなものか、もっと関心を持たなければならないと感じます。

県の医療政策課のホームページを見ると、昨年策定された「山口県地域医療構想」のほか、山口県保健医療計画や山口県がん対策推進計画、山口県周産期医療システム基本構想など、5つの計画、構想等が掲載されていました。また、未来開拓チャレンジプランにおいても、15の突破プロジェクトの1つに「安心の保健・医療・介護充実プロジェクト」を設定し、そこに6つの重点施策を掲げるなど、多くの計画や構想が策定されています。

そこで、お尋ねいたしますが、県が目指す地域医療の姿はどのようなものか、また、その目指す地域医療の実現により、私たち県民一人ひとりには、どのような恩恵がもたらされるのか、具体的に教えてください。

次に、医療機関の連携についておたずねいたします。

議会答弁においても、予算概要等の資料の中でも、県からの説明では「連携」という言葉がたくさん使われています。この言葉は便利である一方で、言うは易く行うは難しであり、異なる立場同士の連携は、お互いの利害がぶつかり合い、なかなか難しいと思われれます。地域医療構想の中でも連携という言葉がたくさん使われていますが、私自身の経験や身近な方々の声からも、医療機関の連携が取れておらず、患者さんが不利益や不必要な負担を被るケースが聞こえてきます。

例えば、急性期に入院した病院で、ようやく主治医との信頼関係ができてきたと感じていたところで、次の病院に転院になり、これまで受けた検査と同じ検査をまた受けることになり、転院先の病院での治療に入るまで、自分の病状を理解してもらうのに身体的・精神的苦痛と経済的負担の両方を強いられたと私に訴えられた男性の言葉は、本当に悲痛なものでした。効率的な医療サービスを受けるためにも、かかりつけ医、高度な医療を担う急性期の医療機関、慢性期の療養を担う医療機関、それぞれの機能を明確にする意義はあると思いますが、患者一人ひとりの目線からは、お世話になる医療機関が増えれば増えるほど、自らが納得できる医療サービスにたどり着くことが、より難しくなるのではないのでしょうか。医療機関同士の連携不足は、不要な検査を繰り返すことになり、医療費を増大させるばかりでなく、患者自身の精神的、経済的負担にもつながります。

そこでお聞きいたしますが、県は、患者一人ひとりの立場に立った、医療機関の連携にどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

第5次やまぐち高齢者プランでは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、「地域包括ケアシステムの構築」を基本的方向とし、「在宅医療・介護連携の推進」として「在宅医療・介護提供体制の充実」などの施策に取り組むとされています。

先日亡くなられた小林麻央さんは、ステージ4の末期がんであることを自ら認識しながら、入退院を繰り返した後の最期の医療に「在宅医療」を選択されました。ご主人をはじめ、ご家族の絶大な理解、協力があつたからこそ成しえたことと思いますが、麻央さんのブログからは、主治医や訪問看護の看護師への厚い信頼があつたことを読み取ることができ、麻央さんの最期の選択を決断させる在宅医療の提供体制が整っていたのではないかと推察されます。

誰しも、病院や介護施設のお世話にならず、可能な限り自宅や慣れ親しんだ地域で暮らし続けたいと考えますが、先ほど申し上げた通り、同じ医療の世界にある病院の連携すら難しいのに、医療と介護という異なる分野の機関の連携はさらに困難なものと思われまふ。在宅医療が普及していくためには、高齢者一人ひとりの医療や介護に携わる医師や看護師、介護職員等の連携が必要と思いますが、県は医療・介護の連携促進にどう取り組まれるのかお伺いいたします。

.....

(再質問)

1. 公平・公正な政治について

① 文書管理について、お聞きいたします。

山口県の文書管理の方法をうかがいきちんと管理されていることがわかりました。私もこの度公文書取扱い規程を読ませていただき、規程が守られていれば大丈夫と安心いたしましたので、これからもよろしく願ひいたします。

海外たとえばアメリカでは、外交機密なども25年経過すればすべて公開されますが、山口県においても、そうした仕組みが必要ではないのでしょうか、お尋ねいたします。

② 口利きについて

私も、県民から様々な陳情を受け担当の職員の方に相談に行くことがよくありますが、あくまで適正な行政執行を期待するだけで、無理なお願いはしておりません。そうではなく、行政をゆがめる口利きなど外部からの働きかけがあった場合に、職員個人ではなく、組織としてきちんと対応すべきだと思います。その場合に、不当であれ適正なものであれ、働きかけの事実を文書に記録しておき、一定期間経過後、必要があれば公開するという仕組みを作っておくことが有効だと思います。すでにそうした取り組みを行っている自治体もあると聞いています。山口県でも、こうした制度の導入を検討すべきではないでしょうか。お尋ねいたします。

2. 米軍基地問題について

① 移駐の延期について

私は知事に国の専管事項かどうか聞いているわけではありません。県民の安心安全を守る立場としての役割をお尋ねしているのです。

私は、岩国市内各地でミニ集会を開催し県政報告を行っていますが、最近、どこへ行っても、必ずミサイル攻撃に対する不安の声が聞かれます。

その上、艦載機がやって来れば、120機の航空機を抱える極東一の航空基地になり標的にされる危険性が一段と高まると思いますが、この点について、知事はどのように認識されていますか、また、県民の安全を守るために、情勢が落ち着くまで移駐を待つ下さいとどうして言えないのでしょうか、もう一度お伺いいたします。

② ミサイル攻撃への対応について

昨日27日に岩国市でも、Jアラートを使った情報伝達訓練が行われましたが、これだけでは、対策にならないことは明らかです。

実際に紛争が発生する場合を想定すれば、その紛争の期間、深刻度などから危険性を判断し、臨機応変に避難誘導できるよう、あらゆる事態を想定したマニュアルの整備、市内への簡易・小規模なシェルターの整備や、遠方への避難（疎開）の方法、場所などの選定や確保など、やるべきことは山積していると思います。私が言いたいのは、単発的・一時的な対策ではありません。もちろん、すぐに完璧な体制がとれるはずはありませんが、早急に長期的な全体計画を策定し、できることから順次実施していく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

③ 普天間移設の見通しについて

現場の工事の状況は、あくまで外形的な条件に過ぎず、移設の見通しを判断するにあたっては、法律的な問題をクリアしているかどうか、重要なポイントになるはずです。

そうした観点からすれば、沖縄県知事は、無許可の「岩礁破碎」は違法であり、工事の差し止め訴訟を起こすとし、そのための議案が開会中の沖縄県議会に提出されています。実際に訴訟が提起されれば、判決が出るまで一定の期間がかかりますし、その間工事がストップする可能性もあります。そうなれば、「普天間移設の見通しがたった」と

は到底いえない状況になると思われませんが、この点については、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

3. 国有財産の米軍への提供の際の知事への意見聴取について

私の所属する市民政党「草の根」の公開質問状に対する国の回答で、「これまで地元自治体の意見聴取が行われたことは一度もない」ことが明らかになり、法律の規定が有名無実化しています。

国防は国の専管事項だと言われる中で、知事が正式に意見を述べるができる唯一の機会だと思いますが、この規定の趣旨、その重要性について、県はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

国が意見聴取をしなくても良いというから、そうですかというものではありません。岩国市民のための優良な住宅地が、フェンスで囲まれた米軍基地になることがどうして軽微といえるのでしょうか。

まちづくりに大きな影響を与えることは明らかであり、政令にある「影響が軽微」とは到底言えないと思いますが、この点について県はどのように認識しておられますか、もう一度お伺いします。

4. 医療、介護の連携について、おたずねします。

答弁では、市町が設置するコーディネーターや介護支援専門員の研修、2次医療圏ごとに関係者が集う会議を開催して、連携を図るとのことでした。研修や会議も重要とは思いますが、医療や介護は現場で行われているのであり、患者さんや高齢者が、直接、接するのは、現場の医師や介護職員です。

コーディネーターや会議に出席する人々は、個々のケースについてどれほどの認識があるのか甚だ疑問ですが、求められる連携は、現場の従事者同士がつくるものであり、サービスの受益者となる患者さんや高齢者のみなさんが求めているのは、当事者が直接関わる人々の、見える範囲での連携ではないでしょうか。

現場の医師や看護師、介護士のみなさんの超多忙ぶりは十分理解しているつもりですが、だからこそ、より実践的な連携の仕組みづくりを行政が主導すべきだと考えますが、再度お伺いいたします。

.....
(再々質問)

1. 緊急時の対策について

答弁を聞いていて思うのは、北朝鮮が米軍基地を習っていると公言しているにもかかわらず、すべて国任せのようで、全く危機感が感じられません。

紛争が起こらないように国が努力することは当然ですが、万が一の事態を想定して万全の対策をとっておくことは、自治体の責務だと思います。もう一度確認いたします。現在の対策で十分で、これ以上のことは考えていないということで、いいのですね。

知事への意見聴取について

つまり、交付金や安心安全対策、司法警察権、スポーツ施設の利用方法など何も具体的に決まっていなまま知事は、数日後（30日）に容認されるということですね。明確にお答えください。

知事への意見聴取は、観点を換えれば、さらなる安心安全対策など県の要望を実現するための有効な交渉手段になるのに、自ら、その権利を放棄しては、県民にとって大きな損失だと思います。まだ、遅くはありません。野球場などの残りの施設等が提供される際には、法律に基づき、「予め知事の意見を聴取する」よう、国に求めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

(完)